様式第１号（第２条第１項関係）

年　　月　　日

糸満市長　殿

住所

氏名　　　 　　　　　　　印

専用水道布設工事設計確認申請書

　専用水道の布設工事（新設・増設・改造）の設計が水道法第５条で定める施設基準に適合するものであることについての確認を受けたいので、同法第３３条第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　施設の概要　別添「工事計画書」のとおり

工事計画書

１　水道（取水、導水、浄水、送水、配水）施設の概要

２　水の供給を受ける者（居住者及び使用者の内訳を記載）の数

３　一日最大給水量及び一日平均給水量（処理水及び受水の内訳を記載）

４　水源

　(1)　種別　自己水源・受水

　　　　　　地下水（深井戸・浅井戸）、湧水、伏流水、表流水、その他（　　　　）

　(2)　原水水質　別紙「原水水質試験結果」のとおり

５　取水施設

　(1)　取水方法

　(2)　取水量

　(3)　取水地点

　(4)　井戸等の構造

　　　ア 口径　　　mm　　イ 深さ　　　m　　ウ ストレーナー位置　　　m

６　貯水施設（原水貯水槽等）

　　　ア 構造

　　　イ 有効容量　　　　　　m3（縦　　　m × 横　　　m × 深さ　　　m）

７　導水施設（取水施設から貯水施設又は貯水から浄水施設、若しくは両方）

　(1)　管種　　　　　　(2)　口径　　　mm　　　　　　(3)　延長　　　m

８　浄水施設

　(1)　沈でん池　有・無

　　　ア 方式　普通・薬品・その他（　　　　　　　）

　　　イ 池内平均流速　　　　　cm／分

　(2)　ろ過池　有・無

　　　ア 方式　急速・緩速

　　　イ ろ過速度　　　　m／日

　(3)　特殊処理

　　　滅菌のみ・除鉄処理・除マンガン処理、活性炭、膜ろ過（MF・UF・NF・RO）

　(4)　消毒設備

　　　ア 型式

　　　イ 性能

　　　ウ 台数　　　　　　台（うち予備　　　　　台）

　(5)　浄水池、処理水槽の有・無

　　　ア 構造

　　　イ 有効容量　　　　　　m3（縦　　　m × 横　　　m × 深さ　　　m）

９　送水施設　有・無（浄水施設から配水施設）

　(1)　送水ポンプ

　　　ア　揚程　　　m　　 イ 吐出量　　　L／分　　ウ 口径　　　mm

　　　エ　出力　　　kw　　オ 台数　　　　台（うち予備　　　　　台）

　(2)　送水管

　　　ア 管種　　　　　　　イ 口径　　　mm　　　　　ウ 延長　　　m

１０　配水施設

　(1)　配水施設（処理水槽、高置水槽、受水槽等個別に記載）

　　　ア 構造

　　　イ 有効容量　　　　　　m3（縦　　　m × 横　　　m × 深さ　　　m）

　(2)　配水、揚水ポンプ

　　　ア　揚程　　　m　　 イ 吐出量　　　L／分　　ウ 口径　　　mm

　　　エ　出力　　　kw　　オ 台数　　　　台（うち予備　　　　　台）

　(3)　配水管

　　　ア 管種　　　　　　　イ 口径　　　mm　　　　　ウ 延長　　　m

　(4)　高置水槽、受水槽　有・無

　　　ア 構造

　　　イ 有効容量　　　　　　m3（縦　　　m × 横　　　m × 深さ　　　m）

　(5)　配水管

　　　ア 管種　　　　　　　イ 口径　　　mm　　　　　ウ 延長　　　m

１１　布設工事の期間及び給水開始予定年月日

　(1)　工事期間　　　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで

　(2)　給水開始　　　　年　　月　　日（予定）

１２　水道使用料徴収　有・無

１３　消火栓　有・無

１４　添付書類

　(1)　処理フロー図

　(2)　設計図（位置図、水道施設系統図、水道施設構造図等）

　(3)　水理計算書、揚水試験結果書、ポンプ仕様書、水道施設構造計算書等

　(4)　取水に関する許可書等の書類

様式第２号（第２条第２項関係）

年　　月　　日

糸満市長　殿

住所

氏名　　　 　　　　　　　印

専用水道設置届

　本施設は、水道法第３条第６項の規定により新たに専用水道となるため、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第２条第２項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　専用水道の概要

　　別添「施設概要書」のとおり

工事計画書

１　水道（取水、導水、浄水、送水、配水）施設の概要

２　水の供給を受ける者（居住者及び使用者の内訳を記載）の数

３　一日最大給水量及び一日平均給水量（処理水及び受水の内訳を記載）

４　水源

　(1)　種別　自己水源・受水

　　　　　　地下水（深井戸・浅井戸）、湧水、伏流水、表流水、その他（　　　　）

　(2)　原水水質　別紙「原水水質試験結果」のとおり

５　取水施設

　(1)　取水方法

　(2)　取水量

　(3)　取水地点

　(4)　井戸等の構造

　　　ア 口径　　　mm　　イ 深さ　　　m　　ウ ストレーナー位置　　　m

６　貯水施設（原水貯水槽等）

　　　ア 構造

　　　イ 有効容量　　　　　　m3（縦　　　m × 横　　　m × 深さ　　　m）

７　導水施設（取水施設から貯水施設又は貯水から浄水施設、若しくは両方）

　(1)　管種　　　　　　(2)　口径　　　mm　　　　　　(3)　延長　　　m

８　浄水施設

　(1)　沈でん池　有・無

　　　ア 方式　普通・薬品・その他（　　　　　　　）

　　　イ 池内平均流速　　　　　cm／分

　(2)　ろ過池　有・無

　　　ア 方式　急速・緩速

　　　イ ろ過速度　　　　m／日

　(3)　特殊処理

　　　滅菌のみ・除鉄処理・除マンガン処理、活性炭、膜ろ過（MF・UF・NF・RO）

　(4)　消毒設備

　　　ア 型式

　　　イ 性能

　　　ウ 台数　　　　　　台（うち予備　　　　　台）

　(5)　浄水池、処理水槽の有・無

　　　ア 構造

　　　イ 有効容量　　　　　　m3（縦　　　m × 横　　　m × 深さ　　　m）

９　送水施設　有・無（浄水施設から配水施設）

　(1)　送水ポンプ

　　　ア　揚程　　　m　　 イ 吐出量　　　L／分　　ウ 口径　　　mm

　　　エ　出力　　　kw　　オ 台数　　　　台（うち予備　　　　　台）

　(2)　送水管

　　　ア 管種　　　　　　　イ 口径　　　mm　　　　　ウ 延長　　　m

１０　配水施設

　(1)　配水施設（処理水槽、高置水槽、受水槽等個別に記載）

　　　ア 構造

　　　イ 有効容量　　　　　　m3（縦　　　m × 横　　　m × 深さ　　　m）

　(2)　配水、揚水ポンプ

　　　ア　揚程　　　m　　 イ 吐出量　　　L／分　　ウ 口径　　　mm

　　　エ　出力　　　kw　　オ 台数　　　　台（うち予備　　　　　台）

　(3)　配水管

　　　ア 管種　　　　　　　イ 口径　　　mm　　　　　ウ 延長　　　m

　(4)　高置水槽、受水槽　有・無

　　　ア 構造

　　　イ 有効容量　　　　　　m3（縦　　　m × 横　　　m × 深さ　　　m）

　(5)　配水管

　　　ア 管種　　　　　　　イ 口径　　　mm　　　　　ウ 延長　　　m

１１　布設工事の期間及び給水開始予定年月日

　(1)　工事期間　　　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで

　(2)　給水開始　　　　年　　月　　日（予定）

１２　水道使用料徴収　有・無

１３　消火栓　有・無

１４　添付書類

　(1)　処理フロー図

　(2)　設計図（位置図、水道施設系統図、水道施設構造図等）

　(3)　水理計算書、揚水試験結果書、ポンプ仕様書、水道施設構造計算書等

　(4)　取水に関する許可書等の書類

様式第３号（第３条第２項関係）

第　　　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　殿

糸満市長　　　　　　　　印

専用水道布設工事設計適合通知書

　水道法第３３条第１項の規定により　　　　年　　月　　日付で申請のあった専用水道の布設工事の設計について、同法第５条の規定による施設基準に適合するものであることを確認したので、同法第３３条第５項の規定により通知します。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

様式第４号（第３条第３項関係）

第　　　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　殿

糸満市長　　　　　　　　印

専用水道布設工事設計不適合通知書

　水道法第３３条第１項の規定により　　　　年　　月　　日付で申請のあった専用水道の布設工事の設計については、下記の事項について、同法第５条の規定による施設基準に適合しないので、同法第３３条第５項の規定により通知します。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　施設基準に適合しない箇所

（教示）
１　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から
　起算して６０日以内に、糸満市長に対して審査請求をすることができます。
２　この決定については、この決定があったことを知った日（上記１の審査請求
　をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日か
　ら起算して６箇月以内に、糸満市を被告として（訴訟において糸満市を代表する
　者は糸満市長です。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第５号（第３条第４項関係）

第　　　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　殿

糸満市長　　　　　　　　印

専用水道布設工事設計確認不能通知書

　水道法第３３条第１項の規定により　　　　年　　月　　日付で申請のあった専用水道の布設工事の設計については、下記の事項について、同法第５条の規定による施設基準に適合するかしないのかを判断することができないので、同法第３３条第５項の規定により通知します。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　施設基準に適合するかしないか判断することができない箇所

（教示）
１　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から
　起算して６０日以内に、糸満市長に対して審査請求をすることができます。
２　この決定については、この決定があったことを知った日（上記１の審査請求
　をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日か
　ら起算して６箇月以内に、糸満市を被告として（訴訟において糸満市を代表する
　者は糸満市長です。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第６号（第４条第１項関係）

年　　月　　日

糸満市長　殿

住所

氏名　　　 　　　　　　　印

専用水道記載事項変更届

　　　　年　　月　　日付で申請（届出）した専用水道について、下記のとおり申請（届出）の記載事項に変更を生じたので、水道法第３３条第３項の規定により届け出ます。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　変更の内容

４　変更の理由

５　変更の年月日

　添付書類

　　変更の内容を確認できる書類等

様式第７号（第４条第２項関係）

年　　月　　日

糸満市長　殿

住所

氏名　　　 　　　　　　　印

専用水道承継届

　専用水道の設置者の地位を承継したので、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第４条第２項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１　確認番号及び確認年月日　　　　　　第　　　　号　　　　　年　　月　　日

　　（又は条例第４条第４項に基づく専用水道届出年月日）

２　専用水道の名称

３　専用水道の所在地

４　承継した日　　　　年　　月　　日

５　承継者の住所及び氏名

６　承継の理由

　添付書類

　　承継者が法人の場合、地位を承継した事実を証する書類

※承継に伴い専用水道施設の名称等に変更がある場合は、併せて専用水道記載事項変更届（様式第６号）を提出して下さい。

様式第８号（第５条関係）

年　　月　　日

糸満市長　殿

住所

氏名　　　 　　　　　　　印

専用水道給水開始前届

　新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始するので、水道法第３４条第１項において準用する同法第１３条第１項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　工事完了日　　　　年　　月　　日

５　給水開始日　　　　年　　月　　日

　添付書類

　　１　水質検査の結果

　　２　施設検査の結果

様式第９号（第６条関係）

年　　月　　日

糸満市長　殿

住所

氏名　　　 　　　　　　　印

専用水道水道技術管理者設置届

　水道法３４条の規定による同法第１９条第１項で定める水道技術管理者を設置したので、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第６条の規定により下記のとおり届出ます。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　水道技術管理者設置年月日

４　水道技術管理者の氏名

５　水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験

　添付書類

　　水道技術管理者の資格を有することを証する書面（職歴書または講習会終了証）

様式第１０号（第６条関係）

年　　月　　日

糸満市長　殿

住所

氏名　　　 　　　　　　　印

専用水道水道技術管理者変更届

　水道法３４条において準用する同法第１９条第１項で定める水道技術管理者を変更したので、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第６条の規定により下記のとおり届出ます。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　水道技術管理者変更年月日

４　水道技術管理者の氏名

５　水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験

　添付書類

　　水道技術管理者の資格を有することを証する書面（職歴書または講習会終了証）

様式第１１号（第７条関係）

年　　月　　日

糸満市長　殿

住所

氏名　　　 　　　　　　　印

専用水道水質検査結果届

　水道法第３４条において準用する同法第２０条第１項の基づく定期及び臨時の水質検査を実施しましたので、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第７条により報告します。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　事業期間　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

　添付書類

　　水質検査結果告書（水質試験検査年間報告書等）

様式第１２号（第８条関係）

年　　月　　日

糸満市長　殿

住所

氏名　　　 　　　　　　　印

専用水道給水緊急停止報告書

　水道法第３４条において準用する同法第２３条第１項で定める給水緊急停止を行ったので、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第８条により下記のとおり報告します。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　給水を停止した期間　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

４　停止理由

様式第１３号（第９条第1項関係）

年　　月　　日

糸満市長　殿

住所

氏名　　　 　　　　　　　印

専用水道業務委託開始届

　　　　年　　月　　日付　　　第　　　号により確認を受け（届出）た専用水道について、水道法第３４条第１項において準用する同法第２４条の３第２項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　水道管理業務受託者の住所及び氏名

４　受託水道業務技術管理者の氏名

５　委託した業務の範囲

６　契約期間　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

　添付書類

　　１　委託契約書の写し

　　２　受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類

様式第１４号（第９条第1項関係）

年　　月　　日

糸満市長　殿

住所

氏名　　　 　　　　　　　印

専用水道業務委託契約失効届

　　　　年　　月　　日付　　　第　　　　号により確認を受け（届出）た専用水道について、水道法第３４条第１項において準用する同法第２４条の３第２項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　水道管理業務受託者の住所及び氏名

４　受託水道業務技術管理者の氏名

５　委託した業務の範囲

６　契約期間　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

７　当該契約が失効した日　　　　年　　月　　日

８　当該契約が効力を失った理由

様式第１５号（第９条第２項関係）

年　　月　　日

糸満市長　殿

住所

氏名　　　 　　　　　　　印

専用水道業務委託契約変更届

　　　　年　　月　　日付　　　第　　　号により確認を受け（届出）た専用水道について、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第９条第２項

の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　当該契約の変更点及び変更内容

４　水道管理業務受託者の住所及び氏名

５　受託水道業務技術管理者の氏名

６　委託した業務の範囲

７　契約期間　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

８　当該契約の変更理由様式第１６号（第１０条関係）

年　　月　　日

糸満市長　殿

住所

氏名　　　 　　　　　　　印

専用水道休止（廃止）届

　　　　年　　月　　日付　　　第　　　号により確認を受けた専用水道施設について、下記のとおり休止（廃止）したので糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第１０条の規定により届け出ます。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　休止（廃止）の理由

４　休止（廃止）した日　　　　年　　月　　日

様式第１７号（第１１条第１項関係）

第　　　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　殿

糸満市長　　　　　　　　印

専用水道改善指示書

　水道法第３６条第１項の規定により　　　　年　　月　　日までに下記のとおり改善を指示する。なお、期日までに改善をした場合は、改善の内容を記した報告書を提出して下さい。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　改善指示内容

（教示）
１　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から
　起算して６０日以内に、糸満市長に対して審査請求をすることができます。
２　この決定については、この決定があったことを知った日（上記１の審査請求
　をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日か
　ら起算して６箇月以内に、糸満市を被告として（訴訟において糸満市を代表する
　者は糸満市長です。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第１８号（第１１条第1項関係）

第　　　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　殿

糸満市長　　　　　　　　印

専用水道改善指示履行確認書

　　　年　　月　　日付　　　第　　　号にて指示した改善の内容について、その履行を確認したので、通知します。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　確認内容

様式第１９号（第１１条第２項関係）

第　　　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　殿

糸満市長　　　　　　　　印

専用水道水道技術（専用水道受託水道業務技術）管理者変更勧告書

　水道法第１９条第１項の規定による水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）について、同条第２項で定める職務の遂行が十分でないことから、同法第３６条第２項（同法第２４条の３第６項）の規定により水道技術管理者の変更を勧告する。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　勧告の対象となる水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）

４　勧告の理由

様式第２０号（第１２条関係）

第　　　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　殿

糸満市長　　　　　　　　印

専用水道給水停止命令書

　水道法第３７条の規定により、　　　　年　　月　　日付　　　第　　　号の指示の内容を履行するまでの期間、下記のとおり給水の停止を命ずる。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　給水停止を命じる範囲

４　給水停止を命じる理由

（教示）
１　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から
　起算して６０日以内に、糸満市長に対して審査請求をすることができます。
２　この決定については、この決定があったことを知った日（上記１の審査請求
　をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日か
　ら起算して６箇月以内に、糸満市を被告として（訴訟において糸満市を代表する
　者は糸満市長です。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第２１号（第１２条関係）

第　　　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　殿

糸満.市長　　　　　　　　印

専用水道給水停止命令解除通知書

　　　　　年　　月　　日付　　　第　　　号にて命じた給水の停止について、その命令を解除する。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

様式第２２号（第１３条第１項関係）

第　　　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　殿

糸満市長　　　　　　　　印

専用水道関係書類検査通知書

　水道法第３９条第２項の規定により、下記のとおり報告書等を徴収する。

記

１　水道の種別

２　水道の名称

３　水道の所在地

４　書類提出期限　　　　　　年　　月　　日

５　書類提出先

６　提出書類等

　　□ 水質検査計画

　　□ 原水及び浄水の水質検査検査書

　　□ 従事者の健康診断結果

　　□ 管理日誌等

　　□ その他

様式第２３号（第１３条第２項関係）

第　　　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　殿

糸満市長　　　　　　　　印

専用水道立入検査実施通知書

　水道法第３９条第２項（簡易専用水道にあっては同条第３項）の規定により、下記の日程で立入り検査を実施するので通知する。

記

１　専用水道の名称

２　専用水道の所在地

３　実施年月日　　　　年　　月　　日

４　検査実施予定者

５　連絡先